

岐阜県公報

第二千四百五十九号
平成二十五年七月五日
(金曜日)

目 次

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 四四九

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 四五〇

道路の供用開始

(道路維持課) 四五〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四五〇

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 四五二

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

(農地整備課) 四五二

概要等

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 四五二

規 則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第五百五十四号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式表中「写真添付」を「写真貼付」に、「第24条」を「第24条(第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同様式表中「抜すい」を「抜替」に、「前3条」を「第21条から前条まで」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、

同様式表中「写真添付」を「写真貼付」に、「第24条」を「第24条(第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同様式表中「抜すい」を「抜替」に、「前3条」を「第21条から前条まで」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、

附 則

1 この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

2 この規則の施行の際この規則による改正前の岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第四号様式及び別記第五号様式により調製した動物愛護管理員証及び動物愛護技術員証は、その有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後

の岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第四号様式及び別記第五号様式により調製した動物愛護管理員証及び動物愛護技術員証とみなす。

告示

岐阜県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字向山三四四五の三三、三四四五の三三、三四四五の三五、三四六の一から三四六の一の三まで、三四四七、三四四八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。なお、その関係図面は、平成二十五年七月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | |
|-------|-------------|--|----------|----------|-----------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか） |
| 県道 | 中津川線 田立線 | 中津川市瀬戸字中屋平六六番 一―地先から 同市同字同六六番 三地先まで | 四〇〇 | 平成二五・七・五 | 平成二五・七・八 |

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエルコミュニティ飛騨

- 三 代 表 者 の 氏 名 柏木 真司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市片原町二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人々に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを行い、障害者が自分たちの能力を發揮できるように就労機会の拡充と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年六月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人明日の稲津を築くまちづくり推進協議会
- 三 代 表 者 の 氏 名 中山 征治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市稲津町小里六九七番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、稲津町を中心とする人々に対して、地域コミュニティ活動の推進に関する事業を行い、明るく住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年七月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を

提出することができる。

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十五年六月二十一日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社パロー
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称) パロー下石店 土岐市下石町字西山三〇四番八九 外
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十六年二月二十二日
- 五 店舗面積 一、七五一平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 一〇一台
- 七 荷さばき施設の面積 一六四平方メートル

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議にかかるとの概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を下呂市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|---------|---------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| | | |

下呂北部地区 下呂市役所 平成二五・八七・五五

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）（第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

| 取消年月 | 商号又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可番号 | 取り消した工事業 |
|--------------|-----------|------------|------------------|--------------------|------------------------------------|
| 平成二十五年四月十六日 | 荘加建材 | 荘加博司 | 多治見市赤坂町二丁目一五番地の二 | 般三一一 二二二二 | とび・土工事業 |
| 平成二十五年四月十八日 | 丸技巧 | 丸山康治 | 高山市国府町村山二八一 | 般二一九 五〇〇九四 | 土木、建築、とび・土工、石、管、ほ装及び造園工事業 |
| 平成二十五年四月二十五日 | 田口建設有限公司 | 代表取締役 田口利満 | 岐阜市日置江二二二七二 | 般二四四 三三七一 | 建築工事業 |
| 平成二十五年四月三十日 | アイギ建設株式会社 | 代表取締役 本間文男 | 多治見市大原町二丁目四九番地 | 般二一三 六〇〇二〇 九 | 土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工事業 |
| 平成二十五年四月三十日 | セツタ住宅工務店 | 説田忠三 | 大垣市平町六五三番地五 | 般二一三 九七四一 | 建築及び大工工事業 |
| 平成二十五年四月三十日 | 有限会社 結水道 | 代表取締役 古澤達也 | 安八郡安八町西結一〇五四番地 | 般二二二 二〇〇五八 五 | 建築工事業 |

| | | | | | |
|--------------|-------------------|-------------|------------------|--------------------|---------------------------------|
| 平成二十五年五月二日 | TTB工業株式会社 | 代表取締役 真樹 | 下呂市萩原町野上五九五番地 | 般二一八 〇〇一四八 | 屋根工事業 |
| 平成二十五年五月七日 | 有限会社 ABCJコンストラクター | 取締役 近藤祐月 | 土岐市土岐口南町三丁目二十番地 | 般二一六 〇〇二五九 | 建築及び内装仕上工事業 |
| 平成二十五年五月八日 | 有限会社 加藤産業 | 代表取締役 加藤美津子 | 下呂市金山町菅田洞四〇三三五 | 般二一三 八〇〇二二 一 | 土木工事業 |
| 平成二十五年五月九日 | 株式会社 双葉 | 代表取締役 古川高司 | 羽島郡岐南町平島四丁目一六三番地 | 般二二二 一〇〇七八 七 | 土木工事業 |
| 平成二十五年五月十三日 | 有限会社 鶏飼造園 | 取締役 鶏飼敏子 | 本巣市仏生寺五九七番地の二 | 般二四四 一〇〇二八 四 | 造園工事業 |
| 平成二十五年五月十四日 | 株式会社 GEホール | 代表取締役 鳥本邦彦 | 岐阜市津島町五丁目三三番地二 | 般二一 〇二〇三〇 | 土木、建築、大工、とび・土工、ほ装及び内装仕上工事業 |
| 平成二十五年五月十七日 | 有限会社 粟瀬建設 | 代表取締役 粟瀬勝美 | 高山市一之宮町七二六〇番地の一六 | 般二四四 一四七七九 | 土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業 |
| 平成二十五年五月二十日 | 有限会社 近藤造園 | 代表取締役 近藤肇 | 美濃市吉川町三〇三〇一 | 般二一 一三三四二 | 土木、とび・土工及び造園工事業 |
| 平成二十五年五月二十一日 | エイト工業株式会社 | 代表取締役 八郎 | 岐阜市宇佐二丁目一〇番一五号 | 特二一 五三〇一 | 土木、とび・土工及びほ装工事業 |
| 平成二十五年五月二十二日 | 蘇水建設株式会社 | 代表取締役 温鶴田 | 中津川市東町五番五〇号 | 般二一三 七四七 | 電気工事業 |
| 平成二十五年五月二十二日 | 株式会社 | 代表取締役 | 郡上市白鳥町 | 般三三 四 | 土木、建築、とび・ |

| | | | | | |
|--------------|-----------|------------|------------------|-------------|---|
| 平成二十五年五月三十日 | 株式会社 峠産業株 | 代表取締役 峠範彦 | 高山市下切町九三一番地の一 | 般二千四三〇〇五 | 土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック及び水道施設工事業 |
| 平成二十五年五月三十日 | 株式会社 アオイ | 代表取締役 松永人史 | 高山市下切町一三六三番地 | 般二千二一八五〇二二八 | 土木及びとび・土工工事業 |
| 平成二十五年五月二十九日 | 第一建材株式会社 | 代表取締役 島宗平 | 高山市西之一色町二丁目八八番地 | 般二千三八五〇二六四 | 大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金塗装、防水、内装仕上及び建具工事業 |
| 平成二十五年五月二十七日 | 川口鉄筋 | 川口博司 | 岐阜市曾我屋三丁目二一五番地一 | 般二千二一〇二五八四 | 鉄筋工事業 |
| 平成二十五年五月二十七日 | 長尾建築 | 長尾利雄 | 各務原市前渡東町四丁目七四番地二 | 般三三〇一八二七 | 建築工事業 |
| 平成二十五年五月二十三日 | 山下組 | 役員 山下逸郎 | 那留七八〇二 | 五〇〇〇三 | 土工、管、ほ装、造園及び水道施設工事業 |

平成二十五年七月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社